

## 身体・知的障害者就労支援部会 実績報告

### 1 開催回数

就労支援部会	2回（開催日：令和元年7月10日、2年2月17日）
一般就労分科会	2回（開催日：令和元年6月4日、2年1月14日）
福祉就労分科会	2回（開催日：令和元年6月25日、2年1月28日）

### 2 部会員の構成

区職員8人 障害者施設関係者13人

3頁「身体・知的障害者就労支援部会員一覧」のとおり

### 3 実施内容

#### (1) 第1回（令和元年7月10日開催）

- ア 就労支援部会等の再編について
- イ 支給決定期間更新の決定方法の変更と更新件数の報告について
- ウ 一般就労分科会・福祉就労分科会の報告
- エ 自主生産品の販売機会拡大について
- オ 精神障害者就労支援部会との統合について

#### (2) 第2回（令和2年2月17日開催） 精神障害者就労支援部会と同時開催

- ア 就労継続支援における支給決定期間満了に伴う、支給決定期間更新件数の報告
- イ 特別支援学校高等部生徒等の就労継続支援B型サービス利用希望に係る「アセスメント」の実施及び評価について
- ウ 一般就労分科会・福祉就労分科会の報告
- エ 就労パスポートについて
- オ その他
  - ・就労移行支援事業所の連絡会の開催について
  - ・令和2年度の開催について

#### 4 障害者の就労支援の状況

- 新型コロナウイルスの影響が出始め、新規登録者や就職者数が減少した。

障害者就労支援センターの新規登録者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
知的障害	4 5	5 0	3 4
身体障害	2 1	1 4	1 5
精神障害	4 2	4 0	5 4
発達障害	2 0	3 2	1 6
高次脳機能障害	1	7	1
計	1 2 9	1 4 3	1 2 0

障害者就労支援センターの新規就職者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
知的障害	1 4	3 1	1 9
身体障害	3	9	6
精神障害	2 0	3 0	3 0
発達障害	1 4	1 7	1 5
高次脳機能障害	0	1	1
計	5 1	8 8	7 1

- 就労継続支援事業所・生活介護事業所等の工賃向上（共同受注と自主生産品の販売拡大）

#### 5 課題

- 障害者就労支援センターと定着支援事業所との連携と役割分担
- 就労継続支援 B 型事業所の役割と今後の方向性
- 就労者等の高齢化とその対応
- 共同受注ネットワーク構築の在り方

## 令和元年度 身体・知的障害者就労支援部会員一覧

No.	所属機関等	役職等
1	葛飾区福祉部障害福祉課長	会長
2	葛飾区福祉部障害援護担当課長	副会長 (令和元年10月4日まで)
3	社会福祉法人 武蔵野会 きね川福祉作業所施設長	知的障害者通所施設代表者
4	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 高砂福祉館館長	知的障害者通所施設代表者
5	社会福祉法人 原町成年寮 シャイン所長	知的障害者通所施設代表者
6	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会 しょうぶエバンズ施設長	知的障害者通所施設代表者
7	社会福祉法人 かがやけ福祉会 かがやけ第2共同作業所所長	知的障害者通所施設代表者
8	社会福祉法人 東京コロー 東京都葛飾福祉工場 立石工場 支援部次長	知的障害者通所施設代表者
9	社会福祉法人 草佑会 やすらぎリバーシティ所長	知的障害者通所施設代表者
10	特定非営利活動法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア サービス管理責任者	知的障害者通所施設代表者
11	特定非営利活動法人 嬉泉会 きせん事業所所長	知的障害者通所施設代表者
12	NPO法人 未来空間ほむほむ ほむの樹 管理者	知的障害者通所施設代表者
13	株式会社 オフィス華 レッツ・エンジョイ サービス管理責任者	知的障害者通所施設代表者
14	特定非営利活動法人 めぐみの 就労移行支援施設すずかぜ サービス管理責任者	知的障害者通所施設代表者
15	かがやき株式会社 かがやき夢工場 職業指導員	身体障害者通所施設代表者
16	株式会社 ビジネスパートナーズ 就労支援事業所あさひ 管理者	知的障害者通所施設代表者
17	葛飾区福祉部障害福祉課	審査係長
18	葛飾区福祉部障害福祉課	援護係長
19	葛飾区福祉部障害福祉課	援護係主査 (身体障害者福祉司)
20	葛飾区福祉部障害福祉課	援護係主査 (知的障害者福祉司)
21	葛飾区福祉部障害福祉課	就労支援係長 葛飾区障害者就労支援センター所長
22	葛飾区福祉部障害福祉課	相談係長 (区相談支援事業者)
	葛飾区福祉部障害福祉課	事務局(相談係)
	葛飾区福祉部障害福祉課	事務局(援護係)
	葛飾区福祉部障害福祉課	事務局(就労支援係主査)

## 身体・知的障害者就労支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者就労支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援の実施に関すること。
- (2) 個別の事例の就労支援に関すること。
- (3) その他就労支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害援護担当課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課就労支援係及び援護係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月6日から施行する。

(身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領の廃止)

2 身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領（平成19年8月3日付19葛福障第363号福祉部長決裁）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
// 障害援護担当課長	副部会長
// 障害福祉課審査係長	
// 障害福祉課援護係長	
// 障害福祉課援護係主査	
// 障害福祉課就労支援係長	
// 障害福祉課相談係長	
区内通所施設代表者（各法人から1名）	